

## 令和3年経済センサス - 活動調査研究会（第4回） 議事概要

1 日 時 令和元年6月20日（木） 9:57～11:53

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 中会議室

### 3 出席者

委 員 等：清水座長、廣松委員、野辺地委員、菅審議協力者、宮川審議協力者

オブザーバー：内閣府（経済社会総合研究所）、総務省（政策統括官室）

事 務 局：総務省（統計局）、経済産業省（大臣官房調査統計グループ）

### 4 議 題

（1）試験調査概要等について

（2）調査事項の検討について

（3）その他

### 5 議事概要

- 各議題について、検討の方向性についておおむね了承された。
- 主な意見等は以下のとおり。

#### 【試験調査概要等について】

- 生産物分類の導入に関しては非常に良く整理されており異論はない。統計をとりまく厳しい環境のなかで回答率向上を祈るばかりである。一点だけ、指定管理料の取り扱いについて、管理者は委託先からの指定管理料のみを受け取り入場料等は委託した側が受け取るケースと、管理者が指定管理料と入場料等の両方を受け取るケースが考えられ、前者と後者では売上額の意味が異なっているため調査結果を利用する際には留意する必要がある。
  - 企業が指定管理料を受け取りながら、指定管理料以外を受け取っていた場合、両者を区別した正確な回答が得られるのか。
    - 委託の関係で明確に指定管理料として支払われているので、区別はできるのではないかと考えている。
  - ホテルとレストランの関係がどのように扱われるか。最近は食事付きの宿泊料を設定するホテルが多いが、宿泊料と飲食代を区別できないと思うが。
    - 食事付きの宿泊料の場合は、全て宿泊サービスの収入となる。飲食代と宿泊料が別料金の場合は、宿泊料が宿泊サービス、飲食代が飲食サービスとなる。
    - 収入はある程度割り切ってしまっていいと思うが、費用が収入の区分に沿って集計できるのか、技術的に可能かということが疑問である。
    - 費用については企業全体としてのみ把握する。
  - 投入と产出の関係で考えるときに、経済センサスで調査するものは割り切っていけるとして、そのあとの扱いとしてどうなのか、というところがある。

- 経済センサスで必要な設計がなされれば、SUTが経済センサスに合わせることもありうる。これまでの議論は、SUTを視野に入れたときに必ず出てくると思われる。
  - ・ 提示のあった試験調査に適用する生産物分類は、暫定で412分類となっており、試験調査の結果を踏まえ、見直すことだが、その基準はどのようなものか。類似の例をみると3割程度の回答があれば合格とすることが多いが、どのような見通しか。
- 定量的に何割と決めているわけではないが、全数調査なのである程度の回答が必要と考えている。個別品目ごとに、利活用の重要性と回答状況の両面から見ていく必要があると考えている。
- ・ 精粗2パターンの分類を同じ企業に調査するとしたら、どのような方法になるのか。
- 精で実施する企業と粗で実施する企業で分けるので、同じ企業に対して精粗双方の分類について回答を求めるることはしない。
- ・ 精粗の2パターンの分類に分けて検証することになっているが、本調査時はどちらを選択するのか。
- 精粗による回答状況の違いを見る必要があるが、精粗を分けていない生産物についても回答状況により検討する必要がある。試験調査の結果を踏まえて、その取扱いについて報告したいと考えている。
- ・ 試験調査で取り入れる分類でどこまで正確に回答してもらえるのか、またSUTでどこまで使えるのか、大変難しい決断をせざるを得ないような状況になるかもしれない。生産物分類という新しい分類を導入して、どこまで回答してもらえるのかを検証することが重要な論点だと思われる。
- 試験調査では、詳細な精を採用し、その結果、どうしても問題があるならば粗にするというのはどうか。精と粗の双方で検証した場合、何か不都合が生じたとき、粗が望ましいという結論になる可能性が高いのではないか。
- 基本的には回答率は精が低く粗が高くなることが予想されるが、アメリカ経済センサスにおいては、生産物分類を導入したより詳細な調査票を適用することにより、回答時に詳細項目を集計する手間が軽減されたため、回答率は導入以前とほぼ同じであったといった事例もある。したがって、今回、試験調査で精粗双方を検証する意味はあるのではないか。
- この分類で調査が可能なのかどうかを試験調査で十分にチェックする必要がある。

#### 【調査事項の検討について】

- ・ 輸入割合についてであるが、輸入品と国産品のマージン率が大きく違う。商業の詳細な構造を把握する上で輸入割合が把握できなくなってしまうのは問題ではないか。
  - ・ 直接輸入割合を調査しないということについて、報告者の負担を軽減する目的のことだが、何を以て負担とするのか。そもそも輸入品のデータが企業の手元にないという意味なのか。
- 平成26年商業統計調査の未回答率は3割を超えており、この項目が回答困難であると判断した。
- それは仕入れ先区分のいずれかに回答がなかった場合の未回答率ではないのか。それは確かに難しいが、輸入割合だけであれば回答できるのではないか。

- 御指摘どおりで、輸入割合だけの未回答率ではない。
- 輸入割合を把握するのは重要だが、そもそも調査票が届くことが企業にとっては負担である。企業にとって回答しやすい調査票を考えていかないと、データ自体の信憑性にも関わると考える。どのデータなら企業が回答できるのか、検討が必要である。
- どうすれば回答しやすいかを追求するのはそのとおりだと思うが、輸入割合だけでも回答できるのであれば、この項目を採用する意味はある。ぜひ検討してほしい。
- ・ 回答する企業も、商社等が間に入ることで、どこまでを直接輸入に含めるか分からぬ。その定義が分からぬから回答していないということはあり得るのではないか。
- 実態として、どのように回答してよいか分からぬから未回答ということはあり得る。
- ・ マージン率の違いもそうだが、そもそもどのくらい有用性があるかということで判断する必要がある。
- ・ 経済センサス・活動調査として調査するかしないか、しないのであれば同じ数値をどこで把握するのかについて、検討した結果を示して欲しい。

#### 【「日本標準産業分類」における電気・ガスの当面の取扱い】

- ・ I Oの推計上、関東圏はマージンの扱い、他はそうではないとすると推計が混乱する。全国一律で扱わなければならぬ。S U Tの処理上、困らぬようなものにするのがベストであり、日本標準産業分類の扱いとは異なるが、やむを得ない。
- ・ 現行の日本標準産業分類では、卸売業又は小売業に格付けせざる得ないことは理解できるものの、唐突である気がする。また、最近は電力会社・ガス会社のみならず、他の企業が電気を小売りするという状況もある。そのような企業の扱いについて、統括官室の資料で整理されているようだが、今後も慎重な調整が必要と考える。
- ・ 現状の分類体系では、ガス会社はガス業、電気会社は電気業と格付けするのが良いと思う。次の産業分類の改定のときに、しっかり整合性を取ることを課題としていただきたい。
- ・ 資料 3 として提出された以上、この問題については今後も検討が必要である。
- ・ 調査実施部局と相談しながら検討していく。

※次回の研究会は 11 月中下旬に開催予定。詳細は別途連絡。

以上